

4. その他

(1) 企業が企業負担や企業支援に関する要望を伝えるルート

現地インタビュー調査によれば、スウェーデンの企業は、新聞の論壇への投稿、テレビでの討論、議員へのロビー活動、行政窓口など、あらゆるルートを使って、要望を伝えているようである。行政窓口としては、企業は最初はコムニーンに接することが多いが、案件や要望によっては、レーン（国の地方出先機関）に直接相談することもある。

ただし、問題は、回答する行政機関によって回答内容が異なる場合があることである。そのため、官公庁サイドでは、問い合わせや回答の情報は、ウェブサイトを通じたフォーラムにより一元的に共有しようとする動きがある、例えば、企業登録局と国税庁、経済・地域開発庁は、”The Swedish Business Link to Government”として一元化したウェブサイト（Verksamt.se）を提供している。

(2) 企業が立地を決定する要因

スウェーデンでの企業の立地を決定する要因（市場へのアクセス、優秀な労働力の確保、交通網の発達、企業規制の柔軟さ、法人関連税の大きさ等）について、近年、大規模に実施された調査はないようである⁵⁹。

なお、関連レポートとしてスウェーデン投資庁より紹介頂いたスウェーデン企業連盟「スウェーデンの税金が起業家にどのような影響を与えるか」（Confederation of Swedish Enterprise,"Skatter, entreprenörskap och nyföretagande"）によれば、先行研究のサーベイと共に、大規模パネルデータを用いた実証分析として、以下の結果が報告されている。

- 平均税率、限界税率と起業（自営）の間には負の相関がある。ただし、限界税率との相関は小さい。
- 繰越損失が限定されていることは、スウェーデンでは、経営失敗のコストが高いことを意味する。
- スウェーデンの税制は、高いスキルを持った者（＝高所得者）にとっては、起業（自営）のインセンティブにはなりにくい。
- 米国等と比べ、学歴と起業との相関は小さい。（統計的に有意でない場合も多いが、負の値を取る場合もある。）
- スウェーデンでは、高学歴を得て安定的な被用者環境を得るために機会費用が高いので、スキルの低い低学歴の者は、自ら仕事を創り「必要に迫られた起業（自営）」となる傾向がある。

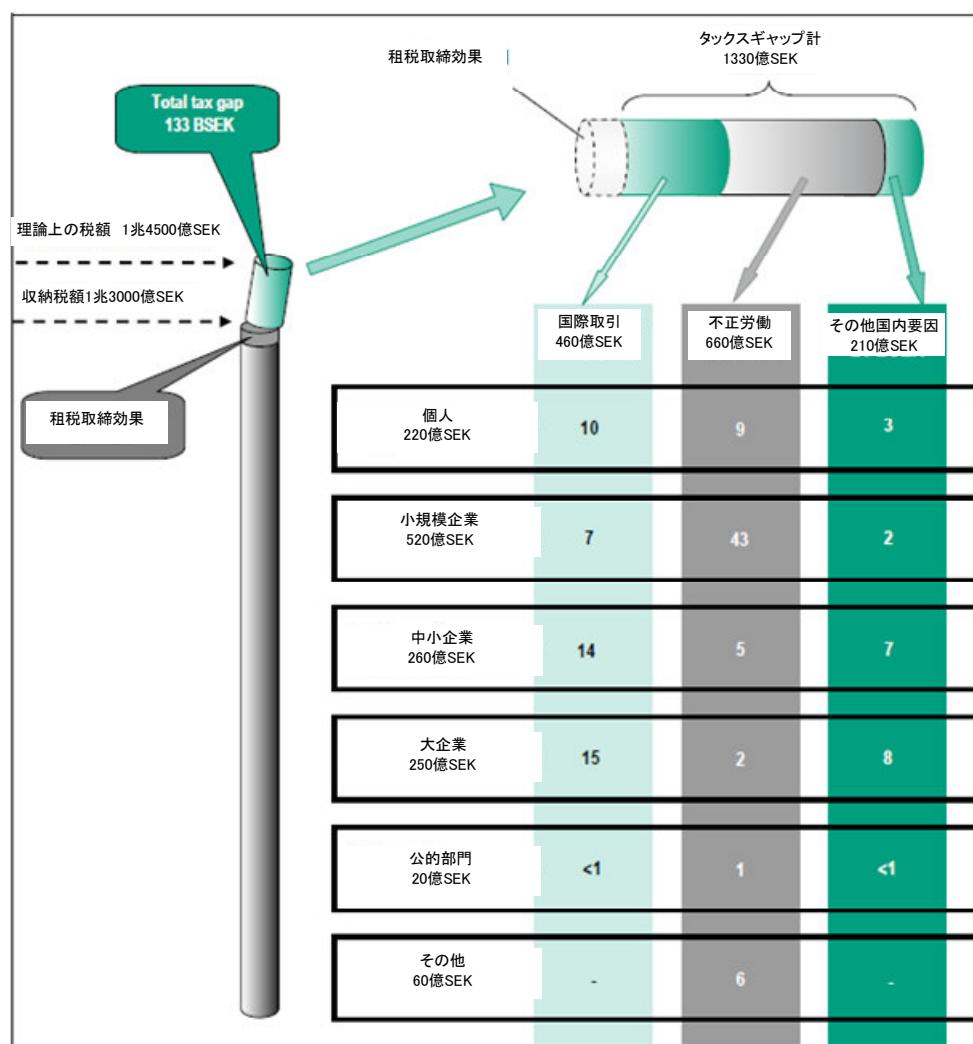
⁵⁹ 企業エネルギー通信省、スウェーデン企業連盟等へのインタビューに基づく。

(3) 企業課税を巡る特筆すべき事項—タックス・ギャップへの対策—

スウェーデン国税庁では、無申告や過少申告、過少納付から生ずる本来収受すべき税収と実際に収受している税収の差額を意味するタックス・ギャップ（Tax Gap）⁶⁰を解消するための取組を近年重視している。

スウェーデン国税庁が最初にこのタックス・ギャップに関する調査・推計を開始したのは1998年で、2002年には政府として初めての推計値として200億クローナから350億クローナのタックス・ギャップがあることを公表した。続いて2007年には、より詳細にどのようなことを原因にして、また、どの主体においてタックス・ギャップが生じているのかを示すタックス・ギャップ・マップを作成した。

図表 スウェーデンのタックス・ギャップ・マップ



資料) Swedish Tax Agency “Tax in Sweden 2011”

⁶⁰ 定訳はないが、「タックス・ギャップ」「税額差額」「脱漏税額」等と訳される場合が多い。

この分析によれば、スウェーデンにおけるタックス・ギャップの総額は 2005 年時点で 1,330 億クローナあり、これは GDP の約 5%、調定税額の約 10%を占める水準にある。このマップには、タックス・ギャップの原因を以下のように 3 種類に整理し、それぞれどの主体から生じているのかについての可視化が試みられている。

図表 タックス・ギャップの要因

要因区分	概要
国際取引	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な取引において生じるもの。外国に居住する者がスウェーデンで得た所得、スウェーデン国民が外国で得た所得、スウェーデンと諸外国との間の取引等において生じる課税漏れ。タックス・ギャップの 34%を占め、総額 460 億クローナ。
不正労働 (Black Work)	<ul style="list-style-type: none"> 労働所得に関して国税庁に報告されていないもの。具体的には賃金及び企業の売上に係るもので、申告されていないもの。 タックス・ギャップの 50%を占め、総額 660 億クローナ。
その他国内要因	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外のもの。不正な控除や不正な資産所得の申告、不正な減価償却、不正な付加価値税の申告等。 タックス・ギャップの 16%を占め、総額 210 億クローナ。

資料) Swedish Tax Agency “Tax in Sweden 2011”

図表 タックス・ギャップの発生主体

主体区分	概要
個人	<ul style="list-style-type: none"> 法人以外の個人、自然人。約 980 万人が対象。 タックス・ギャップの規模は 220 億クローナ。
小規模企業	<ul style="list-style-type: none"> 賃金支払総額が 100 万クローナ以下の企業。約 64 万社が対象。 タックス・ギャップの規模は 520 億クローナ。
中小企業	<ul style="list-style-type: none"> 賃金が 100 万 - 5000 万クローナ以下の企業。約 6.5 万社が対象。 タックス・ギャップの規模は 260 億クローナ。
大企業	<ul style="list-style-type: none"> 賃金が 5000 万クローナ以下の企業。約 1.5 万社が対象。 タックス・ギャップの規模は 250 億クローナ。
公的部門	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体、公的機関、経済団体、事業者組合、基金等。15 万団体が対象。 タックス・ギャップの規模は 2 億クローナ

資料) Swedish Tax Agency “Tax in Sweden 2011”

これを踏まえて国税庁では、特に課税漏れが大きかった中小の小売業（上記区分の小規模企業、中小企業）に対する課税強化のため、小売業に対して、国税庁とオンラインでつながるキャッシュ・レジスター制度を導入(2010 年)し、売上を国税庁が把握する仕組みとした。同時に「公平な競争 (Fair Competition)」キャンペーンを大々的に展開し、消費者にも領収書を受け取るよう促した。公平な競争を目指す業界も導入に賛同し、領収書を発行しない場合は罰則を定め、監査も実施している。なお、レジスターは日本円換算で 5 万

円程度であり、国からの補助制度等はない。

大企業や富裕層を対象とした国際取引に係るタックス・ギャップ対策として、以下の取組を強化している。すなわち、ある企業が海外に設立した子会社（ペーパーカンパニー）から融資を受ける形とし、相手国では利子課税が免除されている場合、課税逃れとなる。これを防止するため、現在、各国税務当局と協力し、スウェーデンとタックスヘイブン諸国との間で租税協定の締結を進めている。その結果、タックスヘイブンの国からのスウェーデンへの資金還流額は増加しつつある。

(4) 企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する考察

これまでに見てきたスウェーデンにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担から、スウェーデンの企業支援策と公的負担の特徴を挙げると共に、若干の考察を加える。

①企業支援は、非金銭的サポートが中心

- ・企業誘致、企業支援のために補助金は使われていない（EU 条約により、原則として使えない）。
- ・クラスター形成における企業誘致においても、地代の優遇は行われていない。その土地に対して最大の利用価値を見出している企業に対してリース、売却することが基本となっている。
- ・行政サービスは、インフラ整備、情報提供とビジネス関連規制の緩和が中心である。
補助金による誘致が行われないので、市場の競争条件を歪めることはない、と言える。
補助金の使途の是非を問われることも少ないと考えられる。

②広く薄い負担、優遇措置の少なさ

- a . 法人税制上の優遇措置が少ないため、課税所得の浸食は小さくなる⁶¹。その結果、
 - ・法人税率は 26.3%（2013 年からは 22.0%）と日本の 30%よりも低い水準に設定できる。
 - ・スウェーデンでは 49%の有限責任会社（株式会社）が法人税を納めている。日本では、法人税を納めている企業は 27%に過ぎない。スウェーデンでは法人所得が浸食される割合が小さいため、課税所得自体が黒字に留まる可能性が高く、それが多くの利益法人を産み、法人税を負担する企業の割合が高くなっている一因と見ることができる。
- b . 中小企業に対する優遇税制はほとんど存在しない（3.12 条項ルールのみ）。
 - ・中小企業であっても、法人税率は大企業と同一である。
 - ・付加価値税についての免税点は存在しないため、益税は発生しない。

これらの結果、負担（納税）の公平感が保たれているのではないか。

反面、社会保険料については、被雇用者負担が老齢年金保険料のみ（税額控除できるので、実質的には負担ゼロ）であるのに対して、事業主負担率は大きく、これは黒字であっても赤字であっても納めなければならない。

③雇用を軸とした公的負担の制度設計、受益と負担の明確化

- ・社会保険の給付は所得比例部分が大きいため、十分な給付を得るために被雇用者は、労働市場に出て働き、高い所得を得て納税を行い、社会保険料を納付しておく必要がある

⁶¹ 個人所得税でも、基礎控除が認められているのみであり、扶養控除等は存在しない。

る。すなわち、受益を得るには、相応の負担を行わなければならない。

- ・また、高い所得を得るということは、企業にとっての社会保険料事業主負担分も高額になる（保険料率は同一）。スウェーデンの高福祉を支えるためには、雇用を軸として、より多くの国民が労働市場に出て所得を稼ぎ、納税し、それに伴って発生する事業主負担分を大きくせざるを得ない、と言える。

